

議会運営委員会記録

○開催日時

令和5年3月6日 午後2時44分～午後3時42分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	森 満 晃	委 員	坂 口 健 太
副委員長	成 川 幸太郎	委 員	坂 口 正 幸
委 員	瀬 尾 和 敬	委 員	溝 上 一 樹
委 員	下 園 政 喜	委 員	山 中 真由美
委 員	帯 田 裕 達		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議 長 大田黒 博

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副 議 長 中 島 由美子

○その他の議員

議 員 井 上 勝 博 議 員 岩 切 正 之

○説明のための出席者

行 政 管 理 部 長	田 代 健 一	
総 務 課 長	橋 口 堅	消 防 局 長 佐 多 孝 一
法 制 担 当 主 幹	小 島 早智子	
財 政 課 長	祁答院 欣 尚	議 会 事 務 局 長 道 場 益 男
		議 事 調 査 課 長 川 畑 央
医 療 対 策 監	古 里 洋一郎	

○事務局職員

事 務 局 長	道 場 益 男	主幹兼議事グループ長	上 川 雄 之
議 事 調 査 課 長	川 畑 央	管理調査グループ員	米 森 祐 太
課 長 代 理	前 門 宏 之	議 事 グ ル ー プ 員	山 口 仁 美
主幹兼管理調査グループ長	清 藤 操 生		

○審査事件等

- 1 陳情等の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される議案等の審議方法について
 - 3 討論に係る発言通告書等の提出期限について
 - 4 委員外議員の発言の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（森満 晃）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長からお願いいたします。

○議長（大田黒 博）本会議御苦労さまでした。

本日の議会運営委員会は、決定事項が少し多くあると思っておりますが、よろしくお願いをいたします。

最後に1点だけ、この内容にはないんですが、13日からマスクの緩和がされますので、24日の懇親会を含めて、懇親会が決定すればどうするか、最後のほうで議運委員長から提案があると思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

△陳情等の取扱いについて

○委員長（森満 晃）それでは、陳情等の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった陳情等について、事務局に一括説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）資料1を御覧ください。

まず、1項目め、陳情書です。件名が、消費税インボイス制度の実施延期・中止を求める陳情です。

提出者は、市内中郷一丁目の薩摩川内民主商工会となっております。

受理日は、先月の9日です。

これにつきましては、インボイスを延期あるいは中止する権限につきましては、本市または市議会の権限に属する事項ではないところでございます。

続きまして2番目、その他です。

一つ目です。件名が、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く、空・水・土の安全の保障を求める陳情となっております。

提出者は、沖縄県宜野湾市喜友名、コドソラと

なっております。

受理日が、昨年12月26日です。

2項目めです。

件名が、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情です。

提出者が、始良郡湧水町米永、鹿児島を明るくする県民の会です。

受理日は、先月13日です。

三つ目が、要望書です。

件名が要望書となっておりますが、内容的には見舞金支給制度や貸付金制度等が導入された犯罪被害者等支援に特化した条例を制定していただきたいというものです。

提出者は、鹿児島市鴨池新町、鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会となっております。

受理日が先月16日で、2番目のその他につきましては、備考欄にありますとおり、いずれも市外の団体からの提出となっております。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたので、それぞれ取扱いを審査してまいります。

まず、消費税インボイス制度の実施延期・中止を求める陳情について、質疑、意見はありませんか。

○委員（坂口健太）ただいま事務局からの説明がありましたけれども、陳情の内容が本市または本市議会の権限に属する事項ではないということでございますので、申合せに基づいて、議員全員に陳情等の写しを配付するにとどめてはどうかと考えます。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありますか。

○議員（井上勝博）ちょっと表題はそうなっているんだけど、内容的にもそうなんですかね。ちょっとその辺確認したいんですけど。

○委員長（森満 晃）内容について、課長、何かありますか。

○議事調査課長（川畑 央）ただいまちょっと資料を発信させていただきます。行き渡りましたでしょうか。これが実際の陳情でありまして、結論的に言いますと、一番最後の消費税インボイス制度は実施を延期または中止することという陳情となっております。

○委員長（森満 晃）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いが文書配付にとどめることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、本陳情はそうように取り扱うことで御了承願います。

次に、その他3件について、いずれも提出者が市外ということ踏まえまして、質疑、意見はありませんか。

○委員（坂口健太）同じく申合せに基づいて、3件とも文書配付にとどめてはと考える。

○委員長（森満 晃）そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、これら3件の取扱いは、文書配付とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、これら3件はそうように取り扱うことで御了承願います。

以上で、陳情等の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔当局入室〕

△今期定例会に付議される議案等の審査方法について

○委員長（森満 晃）それでは次に、今期定例会に付議される議案等の審査方法についてを議題といたします。

事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料2の付議事件等区分表案を御覧ください。

明日、3月7日の提出予定議案でございますが、当局から補正予算1件が追加上程される予定です。議案第47号は、北薩3消防本部指令セ

ンター整備事業に係る債務負担行為に関する令和5年度一般会計補正予算であり、本案は3月10日、13日の生活福祉委員会に付託してはと考える。

次に、今後の提出予定議案等でございますが、最終日に記載のとおり、24件の人事案件の提出が予定されております。

今後の議運の予定につきましては、記載のとおりで変更はございません。

○委員長（森満 晃）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○財政課長（祁答院欣尚）議案第47号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明いたします。

別冊の一般会計予算書第1回補正の5ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の増減はなく、第1条において債務負担行為の追加を行うものであります。

6ページを御覧ください。

第1表債務負担行為補正は、北薩3消防本部指令センター整備事業を追加し、期間及び限度額を御覧のとおり設定するものであります。

○消防局長（佐多孝一）私のほうから、ただいまの債務負担行為について説明させていただきたいと思います。

北薩3消防本部指令センターの整備事業につきましては、当初予算要求段階では単年度事業で計画し、分割発注することで検討していましたが、工期が厳しい状況となると判断したことから、2か年まとめて一括発注し、契約することで、構成団体、阿久根地区消防組合消防本部、さつま町消防本部と調整したところです。

本来は、当初予算要求時にここまで調整し、債務負担行為を設定するべきでしたが、構成団体との調整が今となったことから、今回の上程となりました。よろしく願いいたします。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件につきましては説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審査方法についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後２時５３分休憩

~~~~~

午後２時５５分開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員退室〕

○委員長（森満 晃）ここで、本会議に戻します。

△討論に係る発言通告書等の提出期限について

○委員長（森満 晃）次に、討論に係る発言通告等の提出期限についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）資料３を御覧ください。

議題の件につきましては、討論に係る発言通告書及び議案等賛否通告書のいずれにつきましても、表に掲げてございますとおり、３月２２日、水曜日までに提出をいただきたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件については資料のとおりとなりますので、各会派所属議員へも周知して下さるよう、よろしくお願いいたします。

以上で、討論に係る発言通告等の提出期限につ

いての審査を終了いたします。

△委員外議員の発言の取扱いについて

○委員長（森満 晃）次に、委員外議員の発言の取扱いについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）資料４を御覧ください。

議題の件につきましては、さきの２月１０日の委員会で、川薩地域の感染者数の推移を確認して本日判断するとされていたことに資する資料を作成しておりますので、お確かめください。表のとおり、左側に赤の縦線が入っておりますけれども、それが１０日前議運時点での発生状況でございます。一番下の折れ線グラフが、川薩地域の状況です。これに比べまして、一番右側、そのときが６９人ですけれども、これに比べまして、昨日が１２人の発生状況となっているところでございます。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（坂口健太）資料を作成していただいて、ありがとうございました。

先日の議会運営委員会でも御提案いただいて、２月１０日時点と本日とを比較してということだったんですけれども、資料から分かるとおり、川薩地域あるいは鹿児島県においても、感染状況はその当時より落ち着いてきているという一つの委員外議員の発言を行っていいという根拠にもなり得るかと思いますので、今３月定例会から委員外議員の発言を実施してはどうかと考えます。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）それでは、本件の取扱いについては、今期３月定例会から開始することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、各委員におかれましては、本件について各会派所属議員へも周知いただくとともに、

また事務局においては、本件取扱いについて当局へも周知しておかれるようお願いしておきます。

以上で、委員外議員の発言の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～

午後 2 時 5 8 分休憩

～～～～～～～～

午後 3 時 4 1 分開議

～～～～～～～～

---

○委員長（森満 晃）ここで、本会議に戻します。

以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 3 0 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委 員 長      森   満            晃